定期監查結果報告書

(令和3年10月20日 ~ 令和3年12月24日執行分)

新居浜市監査委員

目 次

1 淀	三期監査		3
(1)	福祉部		4
(2)	教育委員	 会事務局及び学校その他の教育機関	4

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治 新居浜市監査委員 杉 本 茂 利 新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

定期監査の結果について(提出)

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年10月20日から同年12月24日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出(公表)します。

1 監査の対象及び期間

令和2年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次の とおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間		
福祉部	令和3年10月20日から同年11月22日まで		
教育委員会事務局	令和3年11月22日から同年12月24日まで		

2 監査を実施した監査委員

寺村 伸治・柿並 哲也・仙 波 憲 一 (柿並 哲也 令和3年12月31日付け退任 杉本 茂利 令和4年 1月 1日付け就任

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的 (最少の経費で最大の効果) に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正 に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監 査 の 結 果

令和2年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

福 祉 部

1 福祉部の主な事務事業

(1) 地域福祉課

- ア 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- イ 引揚者、遺族援護及び軍人恩給に関すること。
- ウ 民生児童委員に関すること。
- エ 災害救助法の報告に関すること。
- オ 災害 帯慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。
- カ 生活安定資金の貸付け及び低所得者生活資金に関すること。
- キ 総合福祉センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- ク 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- ケ 重度心身障がい者医療費の支給に関すること。
- コ 福祉手当(経過措置分)、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- サ 福祉団体に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- シ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること(他の所管 に属するものを除く。)。

(2) 生活福祉課

- ア 生活保護法に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法に関すること。

(3)介護福祉課

- ア 高齢社会対策に係る企画調整に関すること。
- イ 老人福祉施設に関すること。
- ウ 老人福祉団体に関すること。
- エ 敬老行事に関すること。
- オ 介護保険事業の計画及び推進に関すること。
- カ 介護保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- キ 介護保険料の賦課及び収納に関すること。
- ク 介護保険給付に関すること。
- ケ 要介護認定に関すること。
- コ 介護サービス事業者の指導に関すること。
- サ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定に関すること。

(4) 地域包括支援センター

ア 支援センターの事業に関すること。

イ 新居浜市地域包括支援センター運営協議会に関すること。

(5) 子育て支援課

- ア 児童福祉法に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- イ 子育て支援に関すること。
- ウ 子供広場及び児童遊園地に関すること (管理に関するものを除く。)。
- エ 子ども医療及びひとり親家庭医療に関すること。
- オ養育医療に関すること。
- カ 児童手当、児童扶養手当等に関すること。
- キ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- ク父子福祉に関すること。
- ケ婦人保護に関すること。

(6) こども保育課

- ア 子ども・子育て支援新制度に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
- イ保育所に関すること。
- ウ 児童福祉団体に関すること。

(7) 国保課

- ア 国民健康保険事業の計画に関すること。
- イ 国民健康保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- ウ 国民健康保険料の賦課及び収納に関すること。
- エ 保険給付に関すること。
- オ 高額療養費の貸付けに関すること。
- カ 国民健康保険の保健事業に関すること。
- キ 後期高齢者医療に関すること。

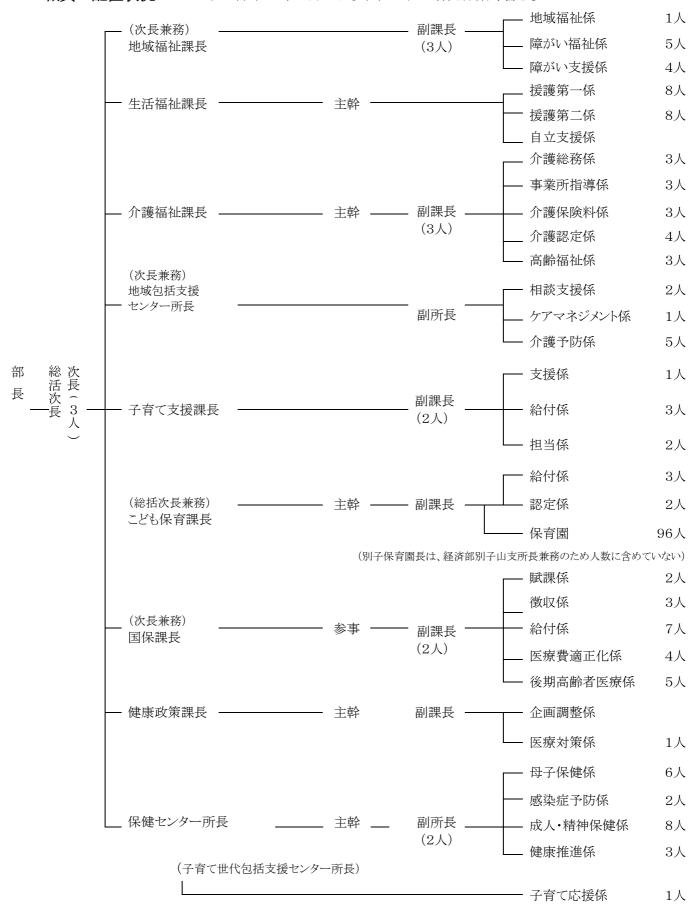
(8) 健康政策課

- ア 健康に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する施策の総合企画及び調整に関する こと。
- ウ 健康増進計画に関すること。
- エ 救急医療に関すること。
- オ 医師等の確保対策の推進に関すること。
- カ健康危機管理に関すること。

(9) 保健センター

- ア 健康づくり及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
- イ 健康づくりに関する自主活動組織の育成指導に関すること。
- ウ 健康診査、健康相談及び保健指導に関すること。
- エ 栄養改善の指導に関すること。
- オー予防接種に関すること。
- カ疾病の予防に関すること。

2 職員の配置状況 230人(令和3年4月1日現在) 注 育児休業等含む。



3 令和2年度に実施した主な事業

(1) 障害者総合支援法に伴う障害福祉サービス

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」に改正された。

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されるサービスを利用することにより、障がい者の自立や社会参加の促進が図られた。

<事業費>

障がい者自立支援給付費 2,691,501,927円

(介護給付・訓練等給付・相談支援給付、補装具、更生医療等)

障がい者総合支援法管理事務費 5,293,044円

(障害支援区分認定審査事務経費、総合支援法システム経費等)

地域生活支援事業費

43,976,301円

(意思疎通支援、訪問入浴、移動支援、日中短期入所事業等)

地域生活支援推進費

88,711,579円

(相談支援、タイムケア、地域活動支援センター、障がい者社会参加促進事業等)

(2) 敬老地域ふれあい事業

単位自治会及び校区連合自治会又は老人ホーム等の福祉施設が開催する敬老行事に参加した70歳以上の高齢者に交付金を支給することで、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進に寄与した。

参加者数 自治会 2,833人 施設 236人

交付数 自治会 6 1 自治会(校区連合自治会及び単位自治会) 施設 7 施設 <事業費> 9,960,000円

【交付金内訳】自治会 4,093,000円 施設 233,516円

(3) 地域子育て支援拠点事業

身近な場所に子育て親子の交流の場となる拠点施設を開設することにより、おおむね3歳 未満の乳幼児の保護者が子育てに関する相談や情報収集等ができ、保護者が感じる不安感や 負担感の軽減、支援が必要な児童等の早期発見、早期対応につなげることができた。

また新型コロナウイルス感染症対策から、施設を訪れることができない場合であっても、コミュニケーションを図ることができるよう、現在Zoom等のウェブ会議ツールやSNSの活用も図っている。

延利用者数 24,207人(延利用児童数12,882人、延利用保護者数11,325人)

相談件数 1,711件

<事業費> 63,125,000円

(4) 愛顔の子育て応援事業

少子化が進む中、愛媛の将来を担う子ども子育てを応援するために、愛媛県と連携して市 内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ(約1年分)が購入できる応援券を保護 者に交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。また、県内企業が生産した製品を市 内店舗で購入することにより、地域経済の活性化に努めた。

応援券交付人数 475人 市内登録店舗数 45店舗 <事業費> 25,594,740円

(5) 障がい児保育対策事業

保護者の就労等により保育が必要で、保育所で行う集団保育になじむ障がい児童を受け入れることにより、障がい児の成長発達の促進、保護者の就労支援等を図ることができた。

実施保育園数 23園

対象児童数 148人

加配保育士 55人

<事業費> 89,744,827円

(6) 地域型保育事業

小規模保育、事業所内保育等を $0\sim2$ 歳児の子どもが利用して細やかな保育を受けられることで、核家族化や共働き世帯といった時代の流れに応じた保護者の要望に対応し、負担軽減、就労支援を図ることができた。

実施園数 小規模保育 4園 (延利用人数 775人)

事業所内保育 2園 (延利用人数 525人)

<事業費> 225,503,510円

(7) 認定こども園施設型給付事業

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持つ施設である認定こども園を $0\sim5$ 歳児の子どもが利用することにより、核家族化や共働き世帯などの時代の流れや、保護者の状況に応じた教育・保育の実施を図ることができた。

実施認定こども園の数 4園

延べ利用児童数 1号認定の児童数 3,773人

2・3号認定の児童数 2,161人

新2号認定の児童数 320人

合計児童数 6,254人

<事業費> 369,094,189円

(8) 私立幼稚園施設型給付事業

新制度へ移行した私立幼稚園を満3~5歳児の子どもが利用することにより、核家族化や 共働き世帯などの時代の流れや保護者の状況に応じた教育を実施することができた。

実施私立幼稚園の数 2園

延べ利用児童数 1号認定の児童数 1,297人

新2号認定の児童数 239人

合計児童数 1,536人

<事業費> 87,417,511円

※新2号認定は、認定こども園在園中は、1号認定の扱いとなるが、保育の必要性の認定を受けることにより、保育料の無償に加えて、上限はあるが、預かり保育料も無償となるもの。

(9) 保健事業

国保被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進し、医療費の適 正化を図るために、特定健康診査及び特定保健指導、データヘルス計画の推進、脳ドック検 診、はり・きゅう助成、レセプト点検、後発医薬品(ジェネリック)の利用促進、重複受診 者等への訪問指導等の事業を実施した。

 <事業費> 特定健康診査等事業費
 67,929,000円

 保健衛生普及費
 12,200,000円

 はり・きゅう助成事業費
 15,741,000円

医療費適正化特別対策事業費 9,585,000円

(10) 母子保健相談支援事業

妊産婦や乳幼児期に切れ目のない支援を提供するため、平成30年10月に保健センター内に子育で世代包括支援センターを開設した。保健師、看護師の専門職員4名を配置し、家族から支援を受けられず孤立する妊産婦や何らかの問題を抱えるハイリスク妊婦等に対し、母子健康手帳の交付時からきめの細かい支援を行うことで、出産後にも切れ目のない支援が図られた。また、子育て支援課内にサテライトを設けたことにより、転入者にはワンストップのサービスが提供できたことに加え、保育園等関係機関との連携強化にもつながった。

【保健センター内】

母子健康手帳発行時健康相談 785件、一般妊婦電話相談 延821件 ハイリスク妊産婦支援計画策定 315件

ハイリスク妊婦支援(電話相談586件、家庭訪問42件、来所相談39件)

【子育て支援課内サテライト】

電話相談 138件、家庭訪問 47件、来所相談 281件、転入時手続 275件 他機関連絡 388件

ハイリスク妊婦支援会議 24回、特定妊婦連絡会 12回 <事業費> 10,236,427円

(11) 産後ケア事業

出産後の心身の不安定な時期に、家族等から産後のサポートを得られにくい育児支援が必要な母子を対象に、医療機関において助産師等の専門職によるサポートを行った。専門職の支援・ケアにより、母体の体力の回復や精神的な安定を図ることができ、その後の育児に対する負担の軽減、自信の獲得につなげることができた。

利用者 28組 延83日

<事業費> 3,106,400円

(12) 健康プログラム事業

1日延べ30分以上の運動を週2回以上している人の割合の減少、肥満の人の割合の増加や、壮年期からの生活習慣病が増加している状況を改善し、運動習慣の定着や健康意識の向上を促進するため、ICTを活用した歩数・体組成管理の仕組みの導入・見える化や、運動無関心層の誘導、歩数競争イベントを通して、市民の行動変容を図った結果、1日の平均歩行時間は60分以上で、健康日本21の数値目標を達成し、内臓脂肪レベル等の体組成測定結果も改善傾向が見られた。また主観的健康観の向上や、睡眠への好影響、運動継続による運動の習慣化への意識向上にもつなげることができた。

参加者の週1回以上の運動実施率 事業実施前55.9% 事業実施後64.4% <事業費> 8,659,764円

(13) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、地域における医療及び介護に関するサービス資源の把握、課題の抽出及び対応策の検討、関係者間の情報共有や研修、地域住民への普及啓発等を行い、医療関係者と介護関係者が相互の業務範囲を理解することができたとともに、ポータルサイト「あらいさんとはまちゃんのにじいろケアポータル」の運用により、市民、介護及び医療関係者に情報提供ができるようになった。

さらに、エンディングノートを作成し、終末期について考えるきっかけを作ることができた。

<事業費> 2,274,754円

(14) 新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種

市民の生命及び健康を守るため、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策とあわせて、 社会経済活動との両立を図るため、市民への円滑なワクチン接種を実施するために必要なワクチンの確保、新居浜市医師会及び個別接種実施機関等との調整を図り、令和3年度からの本格実施に向けた体制を構築することに努めた。

実施医療機関 44 (基本型接種施設 4、サテライト型接種施設 40、 高齢者施設 3、新居浜市集団接種会場 2)

<事業費> 19,537,456円

4 使用料等の調定収入状況

(単位:円)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
総合福祉センター使用料	3,119,578	3,119,578	0	0
自動販売機設置使用料 (総合福祉センター)	85,869	85,869	0	0
老人ホーム費負担金 (慈光園入所者負担金等)	21,274,745	21,274,745	0	0
老人ホーム措置費負担金	3,143,200	3,143,200	0	0
多目的広場使用料	32,645	32,645	0	0
児童福祉施設費負担金 (私立保育所保育料等)	187,251,946	182,056,420	779,236	4,416,290
公立保育所使用料	60,664,930	59,897,330	316,800	450,800
保育所保育料督促手数料	47,300	47,300	0	0
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	187,680	187,680	0	0
子ども広場使用料	1,521	1,521	0	0
健康プログラム事業個人負担金実 費徴収金	300,000	300,000	0	0

5 介護保険料等の調定収入状況

(単位:円)

区分		調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	現年度分	2,544,239,970	2,531,540,949	99.5%	0	12,699,021
介 護 保険料	滞納繰越分	35,624,868	16,398,105	46.0%	7,137,637	12,089,126
PRIDELL	計	2,579,864,838	2,547,939,054	98.8%	7,137,637	24,788,147
督 促 手数料	-	392,700	392,700	_	-	0

⁽注) 収入済額には、還付未済額を含む。

6 国民健康保険料等の調定収入状況

(単位:円)

区 分		調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
	現年度分	1,835,244,120	1,763,214,398	96.1%	0	72,029,722
国民健康保険料	滞納繰越分	137,142,984	73,916,890	53.9%	18,971,605	44,254,489
,,,,,,,,,	計	1,972,387,104	1,837,131,288	93.1%	18,971,605	116,284,211
督 促 手数料	_	1,006,120	1,006,120	_	-	0

⁽注) 収入済額には、還付未済額を含む。

7 後期高齢者医療保険料等の調定収入状況

(単位:円)

区 分		調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
後期高齢 者医療	現年度分	1,298,712,740	1,296,483,801	99.8%	0	2,228,939
	滞納繰越分	6,498,871	3,903,821	60.1%	738,140	1,856,910
保険料	計	1,305,211,611	1,300,387,622	99.6%	738,140	4,085,849
督 促 手数料	_	162,300	162,900	_	-	△600

⁽注) 収入済額には、還付未済額を含む。

8 指摘事項及び回答内容(回答は令和3年12月27日付け)

(1) 時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムの入力漏れによる支給額の過少 払い及び計算用シートの入力誤りによる過払いが生じている。内容を確認の上、改められた い。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい

(生活福祉課、子育て支援課)

<回答>

時間外勤務システムの入力漏れによる令和2年7月分の過少払いにつきましては、人事課に令和3年12月分での追給処理を依頼しました。今後におきましては、システム入力後に事務担当者及び管理職の確認作業を徹底し、一層適正な事務処理を行います。

(生活福祉課)

令和2年6月分の過払いにつきましては、令和3年12月支給の報酬及び時間外手当から 差し引く処理を行いました。今後は担当者の入力後に確認する者を定める等チェック体制を 強化し、適正な事務処理に努めます。

(子育て支援課)

(2) 事業運営に係る情報収集について

本市の福祉事業の運営は近隣各市に比べ市と社会福祉協議会(以下、「社協」という。) との一体性が大きいように見受けられるため、昨年度の定期監査において、他市における市・社協間の協力体制等福祉事業運営の実態を把握し、他から学ぶことによって本市福祉事業全体の効率的推進を図るよう求めた。

その後の対応状況を見ると、専ら事業報告書や決算書の比較検討にとどまっており、本市職員が社協職員と合同で他市の福祉部門や社協から直接情報の入手等を行ったようには見受けられない。こうした情報収集源の不足は長期に及ぶコロナ禍によって外出に制約がかかった影響だけでなく、根本的には福祉部門間における日頃の交流が希薄になっているためではないかとも思われる。

近隣自治体間や社協間での情報交換や勉強会等の場を積極的に設けるなど、学びの場の拡充によって相互研さんを強化するよう望みたい。

(地域福祉課)

<回答>

社会福祉協議会は、第四次新居浜市地域福祉活動計画において、「ともに生きる豊かな地域社会」実現のため、「福祉を支える人材の確保・育成」、「相談機能・相談窓口体制を強化する」、「災害に備える」など、顕在化する地域課題解決に向けて取り組むこととなっています。また、地域との関係性が強く、支部社協の事業を支援するなど、地域福祉の最前線としての役割を担っています。以上のことから、今後においても関係課所と社協が重層的な連携、協働を深める必要があると考えています。

近隣自治体や社協間での情報交換や勉強会等については、愛媛県市部福祉事務所職員研修会が感染症の拡大によって2年間開催されていませんが、こうした研修会等の機会を捉え、情報交換等に努めます。また、社協に対して、今回の指摘事項を連絡し、県社協による各種研修会等に積極的に職員を参画させ、情報交換に努めるよう依頼しました。

(3) 生活保護費返還金・徴収金の債権回収対策等について

生活保護費返還金・徴収金については、調定額及び収入未済額が前年度に比べ増加し、収入未済額は5,400万円を超えている状況にある。生活保護費返還金・徴収金の調定額の増加の原因は年金収入未申告及び交通事故保険金等受領未申告などの増加ということであるが、生活保護費受給者に対し、収入が増加した場合には、必ず申告するよう指導を強化するとともに、更なる債権回収対策の強化に取り組まれたい。

(生活福祉課)

<回答>

生活保護費返還金・徴収金の債権回収につきましては、重要な課題と認識しており、督促 状、催告書の定期発送とともに、債権管理課と協議しながら滞納者に対し納付を促していま すが、少額での分割納付が多いことから債権回収が大きく進まない状況にあります。

現在、生活保護の相談時及び開始時には、金銭の授受があった際には福祉事務所に申告義務がある旨の説明を行うとともに、生活保護受給者に対しても、年度最初の訪問時に生活保護の権利義務の説明を行い、さらに、事前に金銭の授受が判明している場合には、改めて生活保護法第63条の説明をして入金の確認を行っております。

しかしながら、悪質で高額な不正受給が増えていることに伴って、調定額が増加傾向にあるため、改めて生活保護受給者に対して収入申告の義務について周知を徹底するとともに、 資産調査や訪問調査により生活状況の適切な把握を行い、今後も債権管理担当課と協議しながら、更なる債権回収対策の強化に取り組みます。

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関

1 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の主な事務事業

(1) 社会教育課

- ア教育委員会の会議及び庶務に関すること。
- イ 職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、分限、褒賞、懲戒、服務、福利及び厚 生並びに定数配置に関すること。
- ウ 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。
- エ 社会教育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- オ 成人教育及び家庭教育の学級、教室、講座等の開設事務、運営指導及び調整に関すること。
- カ 社会教育指導者の育成及び社会教育関係団体の育成指導に関すること。
- キ 公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、図書館、別子ハイツ自然学習館及び青少年センターに関すること。
- ク 青少年健全育成の推進に関すること。
- ケ 学校体育施設の開放の事務及び運営指導に関すること。
- コ 学校体育施設開放に伴う使用許可及び使用料収納に関すること。

(2) 学校教育課

- ア 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- イ 学校施設及び幼稚園施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- ウ 学校及び幼稚園の管理運営の指導に関すること。
- エ 児童・生徒の就学事務に関すること。
- オ 県費負担教職員の人事、給与、福利及び厚生事務に関すること。
- カ 就園奨励関係事務に関すること。
- キ 就学援助事務及び奨学資金事務に関すること。
- ク 学校保健及び学校安全に関すること。
- ケ 放課後児童健全育成事業等の実施に関すること。
- コ 地域、学校及び家庭の協働及び連携に関すること。
- サ 共同調理場の建設に関すること。

(3) スポーツ振興課

- ア 体育施設の設置及び廃止に関すること。
- イ 体育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- ウ 市民スポーツの振興に関すること。
- エ スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- オ 体育及びスポーツの行事の企画、運営及び指導に関すること。
- カ 体育施設の使用許可及び使用料収納に関すること。

(4) 文化振興課

- ア 文化施設の設置及び廃止に関すること。
- イ 文化施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- ウ 芸術文化の振興に関すること。
- エ 文化財の保存活用に関すること。
- オ 新居浜市美術館及び広瀬歴史記念館に関すること。
- カ 文化施設の使用許可及び使用料収納に関すること。
- キ 公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に関すること。

(5) 学校給食課

- ア 学校給食に関すること。
- イ 共同調理場に関すること。

(6) 発達支援課

- ア特別支援教育に関すること。
- イ発達支援に関すること。

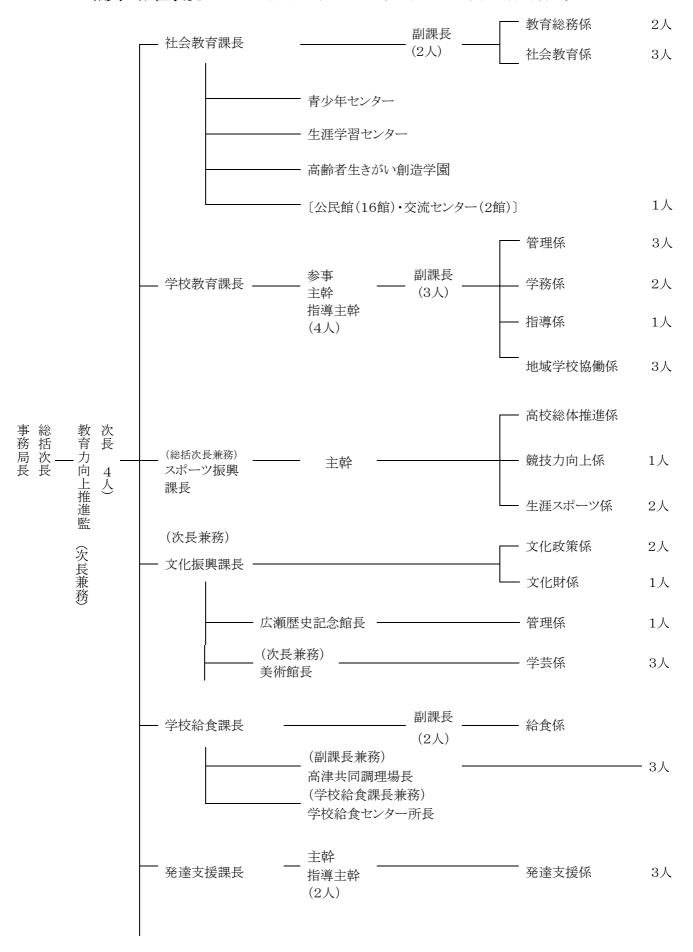
(7)人権教育課

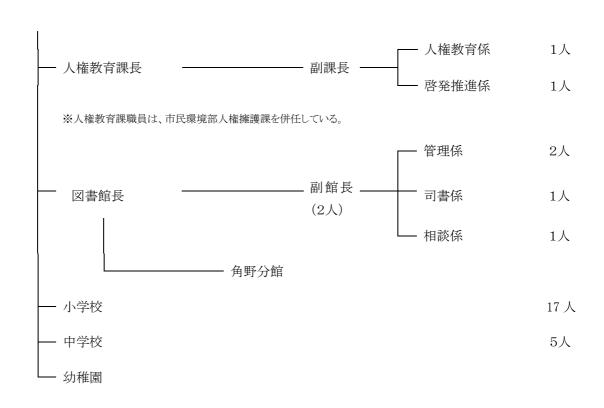
- ア 人権教育の計画、運営及び指導に関すること。
- イ 人権教育に係る資料の作成並びに教材及び教具の整備に関すること。
- ウ 人権教育講座、研修等の開設、運営及び指導に関すること。
- エ 地域改善対策奨学金事務に関すること。
- オ 人権教育研究協議会等関係団体との連絡調整に関すること。

(8) 図書館(別子銅山記念図書館)

- ア 図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。
- イ 資料を市民の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- ウ 読書会、研究会、講演会等の開催、奨励に関すること。
- エ 分館の管理運営に関すること。
- オ 自動車文庫青い鳥号の巡回に関すること。

2 職員の配置状況 92人(令和3年4月1日現在) 注 育児休業等含む。





<幼稚園・小学校・中学校・公民館の職員配置状況>

(1) 幼稚園(令和3年5月1日現在)

(単位:人)

区分		職員数				
幼稚園名	園児数	教 員	生活介助員	再任用 (短)		
王 子	13	3 (1)	(1)	0		
神郷	21	2 (1)	(3)	1		
計	34	5 (2)	(4)	1		

注()内は、会計年度職員を示す。

(2) 小学校(令和3年5月1日現在)

(単位:人)

	-	(中国:八)					
区	分 児童数			職員	職員数(市費)		
学校名	九里剱	調理員等	栄養士	用務員	事務職員	生活介助員	計
新居浜	171	1 (4)	(1)	(2)		(2)	1 (9)
宮 西	191	1(4)	(1)	(2)		(2)	1 (9)
金 子	623	1 (7)		(2)		(6)	1 (15)
金栄	421	1 (4)	(1)	(2)		(4)	1 (11)
高 津	632			(2)		(8)	(10)
浮 島	122	1 (3)	(1)	(2)		(5)	1 (11)
惣 開	349	1 (5)	(1)	(2)		(2)	1 (10)
垣 生	241	1 (4)	(1)	(2)		(2)	1 (9)
神郷	536	1 (5)		(2)	(1)	(6)	1 (14)
多喜浜	119	1 (3)	(1)	(2)		(4)	1 (10)
泉川	599	1 (6)		(2)	(2)	(5)	1 (15)
船木	365	1 (5)		(2)		(8)	1 (15)
中萩	833	3 (7)		(2)		(8)	3 (17)

大生院	249	1 (6)		(2)		(2)	1 (10)
角野	603	2 (6)		(2)		(8)	2 (16)
別 子	4						
計	6,058	17 (69)	(7)	(30)	(3)	(72)	17 (181)

注1 () 内は、非常勤職員等を示す。

(3) 中学校(令和3年5月1日現在)

(単位:人)

区分	生徒数			職員数	(市費)		
学校名	土化剱	給食配膳員	用務員	指導員	生活介助員	事務職員	計
東	386		(2)	(1)	(6)		(9)
西	200	(3)	(2)	(1)	(1)		(7)
南	417	(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(8)
北	207	(2)	(2)	(2)	(2)		(8)
泉川	280	(3)	(2)	(1)	(2)		(8)
船木	165	(2)	(2)	(1)			(5)
ひびき分校	6					(1)	(1)
中萩	475	(2)	(2)	(1)	(8)		(13)
大生院	127	(3)	(2)	(1)			(6)
角 野	315	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(9)
川東	504	(2)	(2)		(4)	(1)	(9)
別 子	16						
計	3,098	(22)	(20)	(10)	(27)	(4)	(83)

注1 () 内は、会計年度任用職員等を示す。

(4)公民館(令和3年5月1日現在)

(単位:人)

区分	職員数						
公民館等名称	館長(所長)	主事	主事補	管理人			
新居浜	(1)	(1)	(1)	(1)			
口屋跡記念	(1)	(1)	(1)	(1)			
地域交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)			
金 栄	(1)	(1)	(1)	(1)			
高 津	(1)	(1)	(1)	(1)			
浮 島	(1)	(1)	(1)	(1)			
惣 開	(1)	(1)	(1)	(1)			
若 宮	(1)	(1)	(1)	(1)			
垣 生	(1)	(1)	(1)	(1)			
神郷	(1)	(1)	(1)	(1)			
多喜浜	(1)	(1)	(1)	(1)			
大島交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)			
泉川	(1)	(1)	(1)	(1)			
中萩	(1)	(1)	(2)	(1)			

² 調理員等には、給食搬送員を含む。

² 給食配膳員は、給食搬送員を含む。

船木	(1)	(1)	(1)	(1)
大生院	(1)	(1)	(1)	(1)
角野	(1)	(1)	(1)	(1)
別子山	1		(1)	
計	1(17)	(17)	(19)	(17)

注()内は、会計年度任用職員等を示す。

3 令和2年度に実施した主な事業

(1) 地域主導型公民館推進費 (新しい公民館創造プロジェクト事業)

公民館では、地域の人々が集い、学べる場として、"つどう"、"まなぶ"を事業の柱とし、学びを生かして地域の課題解決を目指しており、公民館を地域の人々が気軽に集う場となるように、事業内容を見直しながら各種事業に取り組んだ。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたが、可能な事業を検討し、 感染症対策をしながら実施した。学校と連携した事業を実施することで、子どもが集う機会 を提供する地域も増えてきた。また、地域の大人も企画から事業に関わるなど子どもから大 人までが公民館を身近な存在と感じられるようになってきている。

<事業費> 6,201千円

(2) 小中学校 I C T環境整備推進事業費

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台のタブレット端末をはじめ、小中学校においてICT機器を整備し、児童生徒1人1台の学習用タブレット端末や指導者用デジタル教科書を整備することで、新学習指導要領に示された情報活用能力の育成、一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びのための環境を整備することができた。児童生徒の学習用タブレット整備率は、100%となっている。

<事業費> 446,666千円

(3) 市民体育館空調設備整備事業

平成29年度市民体育館が避難所として指定を受けたことから、避難所としての機能の充実を図るとともに、近年の猛暑対策として、競技場等への空調設備の整備を行い、あわせて老朽化している各施設・設備の維持補修を実施した。スポーツに親しむ市民の利便性向上や、全国規模の各種大会会場としての利用度を高めることにより、市民にもっとスポーツをする、見る、支える環境づくりを図ることができた。

<事業費> 242,993千円

(4) 文化施設環境設備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターの施設整備により、利用環境の改善 と利便性の向上を図るため、令和2年度は、市民文化センター大ホール舞台照明設備更新工 事、本館及び旧図書館棟西面外壁改修工事、別子山ふるさと館漏水補修工事等を実施した。

また、市民文化センター大ホールの調光・音響設備のリースや舞台照明負荷設備の保守点検業務を実施し、利用者の安全確保と快適な利用環境の改善を図ることができた。

<事業費> 47,701千円

(5)総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化、芸術を通して市民が集い交流する場として、平成27年7月の開館 以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

【来館者数】

年 度	人 数 (人)
平成27年度	192, 194
平成28年度	227, 392
平成29年度	232,090
平成30年度	205,749
令和 元 年度	2 2 4, 4 4 8
令和 2 年度	94, 274

※平成27年度は、7月18日開館日からの人数

<事業費> 237,985千円

・総合文化施設管理運営費 173,483千円

・新しい生活様式に対応した文化体験学習支援事業 27,040千円

・総合文化施設充実事業 13,723千円

·総合文化施設開館5周年記念事業 11,698千円

・総合文化施設環境整備事業 4,365千円

あかがねミュージアム支援事業3,954千円

・あかがねeミュージアムプロジェクト事業 3,721千円

(6) 給食運営改善事業

購入後10年以上を経過した設備・備品の老朽化、相次ぐ故障により学校給食の運営に支障を来していることから、器具等の修繕、更新により円滑で衛生的な学校給食の運営が図られた。また、調理作業効率も向上し、安全な作業環境に改善された。

- ・学校給食センターの冷凍冷蔵庫、温水ボイラーの更新
- ・学校給食センターの調理場の空調整備工事
- ・小学校調理場のスポットクーラー用の電源増設
- ・食器や老朽化している冷凍冷蔵庫などの厨房器具類の更新等
- ・ 警報機などのガス設備の更新
- 厨房器具の修繕

<事業費> 64,926千円

(7) 発達支援教育充実費

障がいや発達に課題のある子どもが、地域でともに育ち、学び、働き、自立した生活が送れるよう、関わる保育士や教職員等の専門性向上を図るとともに、障がい理解に向け啓発を行った。また、障がいや発達課題の早期発見、早期支援に向け早期療育通園事業の充実と人材の育成を図った。

- ・地域発達支援協議会の開催(年3回)
- ・保育士や学校教職員対象の各種研修会、講演会の開催(年6回:延べ186人)
- ・心理士等の相談員による巡回相談(年59回:延べ429人)
- ・総合相談及び聴覚相談(延べ2,074回)
- ・早期療育通園事業(ことばの教室、育ちの教室)の実施(延べ実施回数1,579回)他

<事業費> 20,711千円

(8) 図書館充実費

新鮮で豊かな資料・情報を収集し、地域の情報拠点・生涯学習支援施設として、市民が必要とする情報提供を行い、魅力ある図書館資料(図書、AV、新聞、雑誌等)の購入促進を図った。また、移動図書館車の運行やインターネットサービスの充実や、図書館まつり、おはなし会の開催、児童生徒を対象にした子ども読書通帳マラソンの実施や、別子銅山に関する本の解説講座を開講し、地域資料の活用促進と郷土の歴史や文化を次世代へ継承する取組の他、障がい者支援団体と連携した読書バリアフリー特別展など、安心して来館利用できるサービスを提供した。

<事業費> 23,038千円

【図書等購入点数】

	一般用	児童用	計	AV購入 点数
本館	5, 823	3, 398	9, 221	193
移動図書館	680	1,004	1, 684	_
角野分館	846	900	1, 746	_
計	7, 349	5, 302	12, 651	193

(9) 旧広瀬邸等保存活用事業

国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」及び国指定名勝「旧広瀬氏庭園」の保存活用計画策定 事業に着手した。令和3年度末の策定に向けて、重要文化財旧広瀬家住宅保存活用計画策定 委員会及び名勝旧広瀬氏庭園保存活用計画策定委員会をそれぞれ設置し、開催(合計4回) した。

また、重要文化財建造物の耐震診断事業にも着手し、耐震性を診断するために必要な構造 調査を実施した。耐震診断及び耐震性が不足する場合の補強案の検討については、令和3年 度に実施する予定である。

<事業費> 33,146千円。

4 使用料の調定収入状況

(単位:円)

区分	調定額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	6,064,908	6,064,908	0
東雲市民プール使用料	0	0	0
テニスコート使用料	5,393,110	5,393,110	0
山根公園屋内プール使用料	4,003,450	4,003,450	0
山根市民グラウンド使用料	113,180	113,180	0
山根総合体育館使用料	3,157,837	3,157,837	0
市営野球場使用料	457,875	457,875	0
市営サッカー場使用料	1,006,390	1,006,390	0
多喜浜体育館使用料	830,127	830,127	0
文化振興会館使用料	753,399	753,399	0
自動販売機設置使用料(体育施設)	2,546,313	2,546,313	0
自動販売機設置使用料(文化施設)	585,528	585,528	0
市民文化センター施設使用料	6,689,209	6,689,209	0
美術館使用料	244,360	244,360	0
広瀬歴史記念館観覧料・使用料	1,529,300	1,529,300	0
自動販売機設置使用料(広瀬歴史記念館)	190,399	190,399	0
学校施設開放使用料	3,505,100	3,505,100	0
自動販売機設置使用料(公民館)	1,177,355	1,177,355	0
別子ハイツ自然学習館使用料	18,500	18,500	0
自動販売機設置使用料 (高齢者生きがい創造学園)	58,607	58,607	0
図書館ティールーム使用料	294,695	294,695	0
教職員住宅使用料	348,000	348,000	0
公民館敷地使用料	2,940	2,940	0

5 指摘事項及び回答内容(回答は令和4年2月1日付け)

(1) 学校教育用タブレット端末の利活用について

政府のGIGAスクール構想に沿って、本市では令和2年11月までに全小中学校の教師 及び児童・生徒に対しタブレット端末を無償配布し、その後様々な形で全教師に対しタブレット端末の使い方や活用方法等に関する研修を実施している。

今後、タブレット端末の利活用効果は児童・生徒の学力向上や誰一人取り残さない教育の 進展となって表れてくると思うが、そのためには全教師がいかにタブレット端末の利活用力 を高めていくかが鍵となるのではないかと思われる。ICT活用スキルの低い教師が取り残 され、教わる児童・生徒の学力向上等に遅れが生じることのないよう、また、本市小中学生 の学力がタブレット端末の利活用によって大きく伸びるよう、教師一人ひとりのレベルに応 じた計画的、継続的な研修の充実、強化に努められたい。

(学校教育課)

<回答>

Society 5.0 時代を生きる全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためにはICTが不可欠であり、タブレット端末の利活用が重要であると考えています。

児童生徒のタブレット端末利活用推進のためには教員研修が必須であり、これまでも多様なICT研修を実施してきましたが、活用が進むにつれてスキルに差がついてきているのも事実です。

今後につきましては、児童生徒の学力向上が教員のICT活用スキルの差による影響を受けることがないよう、教員一人ひとりのレベルに応じた研修を計画的、継続的に実施するよう努めてまいります。

(2) 発達支援課と児童発達支援センターの役割分担等について

発達支援課では、令和5年度末までに民設民営で整備する方向で検討が進められている児 童発達支援センターについて、福祉部地域福祉課と早期療育支援事業の移管等を含め、発達 支援課の各事業とのより良い連携のあり方について協議を行っている。新居浜市第2期障が い児福祉計画において、「児童発達支援センターは地域における中核的な支援施設と位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と密接な連携を図り、重層的な障がい児通所支援 の体制整備を図るとともに、その地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会 への参加や包容を推進する。」とされている。

新たに設置される児童発達支援センターと発達支援課、さらには既存の児童発達支援事業 所において、それぞれの役割分担と今後の連携のあり方を明確にし、更なる障がい児支援の 充実を図っていくことが求められている。

発達支援課は、発達支援の分野においてこれまで先進的な取組をしてきており、長年培った経験とデータを生かし、市全体の通所利用の障がい児やその家族に対する支援の需要や問題点、発達支援に関する専門職の現状などを把握、分析し、利用者にわかりやすく、それぞれの施設が効果・効率的な事業運営となるよう関係機関との協議・検討を進められたい。

(発達支援課)

<回答>

発達支援課における早期療育支援事業は、特別支援教育の推進を目的とした新居浜市の全ての子どもを対象とした事業であり、新たに設置される児童発達支援センターにおけるサービス利用計画に基づく児童発達支援(療育)事業は、通所給付利用申請児を対象とした事業であることから、施設を利用する対象者が異なるものと考えております。

発達支援に関する相談については、保護者の障がいへの理解や受容、子どもの支援の必要性の程度等、保護者の思いや子どもの状況は様々であり、毎日通園(給食有)や保育園等に通えない障がい児の受入等の現状にない機能や支援の必要性が高い子ども等への療育に関する専門機能等を児童発達支援センターが役割分担することによりこれまでの発達支援がより効果的になるものと考えております。

また、児童発達支援センターは、障がい児通所支援事業所と密接な連携を図り、地域における中核的な支援施設と位置づけられていることから、発達支援の関係機関の委員で構成する地域発達支援協議会等への参画を通してより良い連携が図れるものと考えております。

児童発達支援センターは、令和5年度末までの設置に向けて地域福祉課が取り組んでおり、 引き続きそれぞれの施設が効果・効率的な事業運営となるよう協議・検討を進めてまいりま す。